尾張旭市監査公表第13号

平成30年3月30日付け尾張旭市監査公表第9号をもって公表した定例監査結果報告について、教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年4月27日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

教育委員会生涯学習課図書館

監査の指摘事項

ウォータークーラー及び自転車の廃棄 処分について、物品不用決定伺書の作成が されず、物品出納員と協議を行うことなく 廃棄している。

尾張旭市物品管理規則第18条及び第19条に従い、物品出納員と協議を行ったうえで、売却、譲渡又は廃棄する必要がある。

措置状況

指摘事項のとおり、備品の廃棄処分を する前には物品不用決定伺書を作成し、 物品出納員と協議を行い、適切な事務を 周知徹底することとした。